本マニュアルは、「北海道立衛生研究所動物実験取扱規程」に基づき、北海道立衛生研究所が管理する実験動物が逸走した場合の捕獲方法等について定める。

## 1 日常の逸走防止策

- ア 動物実験実施者及び飼育担当者は、慎重に動物を取り扱い、常に飼育匹数の把握に努めること。
- イ 動物実験実施者及び飼育担当者は、動物の取扱い時には、動物実験室出入り口のネズミ返し の装着を確認すること。
- ウ 飼育室退室時には、ネズミ返しの装着を必ず確認すること。
- エ 動物の逸走時に捕獲の障害となるような物品を飼育室内に置かないこと。
- オ 動物実験実施者及び飼育担当者は、逸走時の捜索が容易となるよう、動物実験施設内を常に 整理整頓すること。

## 2 動物逸走時の対応

- (1) 逸走動物の捕獲方法
- ア 逸走動物を発見者は、室内のドアを閉鎖し、周囲に知らせる。
- イ 飼育室内に常備してある、ほうきや塵取り、タオル等で部屋の隅に追い込む。
- ウ 防刺手袋を着用し、追い込んだ動物を捕獲し、空ケージに移す。
- \*注意事項:遺伝子組換え動物が管理区域外に逸走した場合は、該当の動物実験責任者及び実験動物管理者を通じて遺伝子組換え実験安全委員会に報告をする。
- (2) 動物実験施設内で逸走動物を発見した場合
- ア (1) の方法等により速やかに捕獲し、空ケージに収納する。
- イ 個体識別番号等を確認し、どの実験に供している動物であるか判別する。
- ウ 逸走動物が発見者の飼育動物でない場合、該当の動物実験責任者に連絡し、捕獲した逸走動物の措置を取らせる。
- (3) 動物実験施設外で逸走動物を発見した場合
- ア (1) の方法等により、速やかに捕獲し、空ケージに収容して、隔離する。
- イ 実験動物管理者及び実験動物責任者に連絡し、飼育室における逸走の有無を確認する。
- ウ 個体識別番号等を確認し、どの実験に供している動物であるかを判別する。

## 3 捕獲した逸走動物の措置

- (1)動物実験施設内で捕獲
- ア 個体識別可能で、逸走時点が判明しており、ケージ外に逸走したことが実験に影響しないと 動物実験責任者が判断できる場合は実験継続可とする。
- イ 個体識別可能だが、逸走が実験に影響すると判断した場合は速やかに安楽死させる。

- ウ 個体識別不可で、逸走時点が不明な個体は速やかに安楽死させる。
- (2)動物実験施設外で捕獲
- ア 該当の動物実験責任者に連絡し、逸走、捕獲等の状況の確認を受けた後に速やかに安楽死させる。
- イ 飼育施設外で捕獲した動物を再び飼育室に戻すこと及び実験の継続は不可とする。

以上